

一般財団法人長野県バレーボール協会経理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人長野県バレーボール協会の経理処理について必要な事項を定めることを目的とする。

(経理及び出納責任者)

第2条 事務局に、出納責任者を置く。

- 2 出納責任者は、総務委員長とする。
- 3 出納責任者は、金銭の出納及び保管の会計事務を行う。

(会計職員)

第3条 事務局に会計職員を置く。

- 2 会計職員は、出納責任者の命を受け、会計事務を行う。

(会計の区分)

第4条 会計の区分は、次のとおりとする。

- (1) 一般会計
- (2) 特別会計

(予算の作成)

第5条 出納責任者は、毎年3月末日までに翌年度の予算見積書及び付属書類を作成し、会長に提出しなければならない。

- 2 予算は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて、大科目、中科目に区分する。
- 3 補正予算についても、前項の手続きを準用する。

(予算の流用)

第6条 支出予算を同一大科目内の他の中科目へ流用しようとするときは、専務理事の承認を得なければならない。

(決算)

第7条 出納責任者は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に決算書を作成し、会長に提出しなければならない。

(金銭の取扱い)

第8条 出納責任者は、すべての金銭を会長が指定する金融機関に預け入れて保管しなければならない。ただし、止むを得ない理由のあるときは、この限りでない。

(収支手続)

第9条 出納責任者は、収入又は支出の必要があるときは、その収支の原因となる書類に基づいて収入伝票又は支出伝票を作成し、記載区分に従つて処理しなければならない。

(支払)

第10条 支払いは、適正な支払請求書の提出のあった日から原則として30日以内に行うものとする。

- 2 支払いは、債権者の領収書又はこれに代る証拠書を徴さなければならない。
- 3 支払いは、銀行等振込みを行った場合は、取引銀行等の出納印のある受取書等をもって、領収書に代えることができる。
- 4 特別の理由により、領収書を徴し難い場合は、出納責任者は、その理由を記した支払証明書により処理することができる。

(関係書類)

第11条 出納責任者は、会計に関する諸帳簿として、次のものを常に整理しておかななければならない。

- (1) 現金出納帳
- (2) 予算差引簿
- (3) 収入支出証書
- (4) 予算書
- (5) 決算書
- (6) 金融機関通帳
- (7) 基金証書
- (8) その他必要な帳簿

(寄附金の取扱い)

第12条 この法人に対し金銭の寄附があった場合は、寄附者が指定したもののほかは、会長が用途を決定し、理事会に報告するものとする。

附 則

この規程は、一般財団法人設立の登記の日(平成25年7月10日)から施行する。

強化補助金支給規程

(一財)長野県バレーボール協会

1. 目的

この基準は、国体強化及びジュニア強化に関する補助金支給について細則を定め、支給の公平性と事業報告並びに決算報告の妥当性を確保することを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、長野県並びに長野県スポーツ協会より交付される長野国体特別強化補助金・競技力向上補助金及びスポーツ振興補助金の運用について適用する。

3. 補助金対象事業及び費用

支給対象事業は「合宿練習」及び「対外試合」、対象費用は「宿泊費」、「交通費」、「施設使用料」「消耗品・競技備品」のみとし、日当及び食事代・洗濯代等の雑費は支給しない。

4. 用語の定義

この基準における用語の定義は、次の通りとする。

- (1) 「合宿練習」：県内外で実施する宿泊を伴う練習及び練習試合
他県チーム招へいによる強化事業について、招へいチームの旅費日当も対象とする。
- (2) 「対外試合」：県内外で行われる公式戦(JVA/県協会/各所属団体主催大会)・準公式戦(市町村等の地域主催大会/私学大会等の各種任意団体主催大会等)、但し国体関係大会及び中体連・高体連主催大会は対象外とする。
- (3) 「施設使用料」：体育館使用料(用具使用料、空調・照明代含む)

5. 各費用支給基準

(1) 宿泊費

領収書等の添付を条件に実費支給する。領収書名は団体(チーム)名とすること。

(2) 交通費

原則、実際の交通手段に基づいて支給する。(JR料金などに換算しない)

領収書は鮮明なものであること。但し、学割など割引料金の場合は実費支給とする。

<JR・私鉄利用>

一般料金の全額を補助する。(JR・私鉄領収書は不要とする)

※県内移動は普通料金を実費支給する。(特急・指定料金は不可)

<貸切バス・レンタカー・高速バス・タクシー・フェリー等利用>

領収書添付を条件に実費の全額を補助する。

<航空機利用>

北海道・九州地区(沖縄含む)に限り、エコノミー利用と領収書添付を条件に実費の全額を補助する。

<自家用車・自家用バス利用>

以下の様に燃料費・高速代と使用料等を支給する。

- ・燃料費は妥当な領収書添付を条件に実費支給する。
- ・領収書の入手困難な場合は、燃費10km/Lで統一、走行距離・燃料単価を乗じた額を支給

する。燃料単価は年度毎に県協会が設定する。

- ・高速代は可能な限りETCを利用し、領収書／利用証明書を取得して添付する。
- ・学校など所属先所有車両の使用料については、所属先名の領収書を添付する。

<その他の交通機関>

領収書添付を条件に全額を補助する。

(3) 施設使用料

領収書の添付を条件に、施設用具使用料・照明代等を支給する。

(4) 消耗品・競技関係備品

領収書の添付を条件に、感染症対策品（消毒・マスク・検査キット等）等の消耗品、ボール・ボール籠・ビーチバレー専用用具等の購入代を支給する。但し、事前に強化委員長の承諾を得たものに限る。

(5) 謝金

指導者・講師などへの謝金について、2,000円／時以内とし、10,000円／日を上限とする。

6. 支給額の決定

正副強化委員長が過去5年の実績、上位進出の可能性、将来性、国体北信越ブロック予選突破の可能性等を考慮して起案し専務理事が決裁する。

7. 支給方法

チーム代表者が指定する口座（団体名義）への振込みを原則とする。現金での支給はしない。

8. チーム代表者の責務

長野県・長野県スポーツ協会の各補助金支給規程及び本規程を熟知し、補助金の適格且つ厳正な管理に努めること。

9. 報告金額

各種補助金の実施報告金額は、長野県規定が定めるところとする。

10. 改廃

この基準の改廃は、強化委員長が起案し専務理事が決裁する。

附則

1. この規程は、2007年5月1日から施行する。
2. この規程は、2022年6月11日から施行する。

付表-1 費用計算マニュアル

付表-2 事業実施報告書作成要領

以 上

【付表－1】

費用計算マニュアル

■交通費

<JR・私鉄利用の場合>

※特急指定料金を含む実費を支給する。

※計算起点・終点は、集合場所または居住地、目的地のそれぞれの最寄駅とする。

<自家用車・自家用バス利用の場合>

※妥当な領収書（燃料費）の入手が出来なかった場合の費用算定計算

支給金額＝{(燃料単価×走行距離／燃費10km)＋高速料金}×2(往復)×台数

※「燃料単価」は年度毎に時価に照らして協会が設定する。

※有料道路使用料の支給は、領収書またはETC利用証明書添付を必須条件とする。

※県内移動について、原則中/東/北/南信地区を跨いだ場合に限り、有料道路料金を支給できる。

■施設使用料

支給金額＝体育館使用料＋用具使用料＋照明代

【付表－２】

事業実施報告書作成要領

<事業実施報告書>

1. 「合宿練習」と「対外試合」はそれぞれの所定用紙に記載する。
2. 対象欄に事業番号と種別・チーム名を記入する。（事業番号：①～）
3. 「合宿練習」は、原則宿泊を含む練習または練習試合とする。
4. 「対外試合」は国体関係・中高体連主催大会を除く、公式大会・準公式大会等を記入する。
5. 期間は移動日を含めて記入する。
6. 場所は**最寄の駅等が特定**できるよう「〇〇都府県〇〇区市町〇〇体育館」と記入する。
7. 参加人員は、**都度参加した指導者・選手数**を記入する。
8. 合宿・練習試合は成果を完結に、大会参加は大会名と結果(第〇位等)を記入する。
9. 積算内訳は出来るだけ詳細に記入する。

<受領書一覧表>

1. 左上部の種別名(少年男女・成年男女・ビーチバレー)を記載する。
 2. 氏名はPC入力でも可とする。
 3. 交通費の区間・手段は可能な限り詳細に記入する。
 4. 日当欄には記載しない。（日当は支給しない）
 5. 施設使用料・自家用バス費用は責任者欄に一括記入とする。
 6. 受領印はシャチハタ印は不可(厳禁)とする。
 7. 右上部の事業番号は報告書と一致させること。
 8. **受領書一覧表の金額と事業実施報告書の所要額が一致しているかを必ず確認すること。**
-

以上

競技者及び役員倫理規程

(一財)長野県バレーボール協会

1. 目的

この規程は、(一財)長野県バレーボール協会(以下「本会」という)の競技者(選手、チーム、チーム関係者を含む)及び役員(委員会委員、加盟団体委員を含む)が、それぞれの責務に対し、スポーツ関係者としての倫理に照らして免脱する行為を行うことにより、他からの疑惑や不信を招き、批判を受けることのないよう禁止事項を示し、注意を喚起することを目的とする。

2. 競技者及び役員の責務

競技者及び役員は、本会の定めた諸規程や決定事項を遵守し、競技規則を守り、常に品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるよう行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

3. 禁止事項

次に掲げる行為を禁止する

1.) 身体的・精神的暴力行為(バイオレンス)

(直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等を行うことを厳に禁ずる)

2.) 身体的及び精神的セクシャルハラスメント

(親しみの言動、表現であっても受けとめ方に違いがあることを認識し、性的言動、表現を行うことを厳に慎むこと)

3.) ドーピング及び薬物の乱用

(ドーピングはフェアプレーの精神に反するばかりではなく、競技者の健康を害するものであり、絶対に行わないこと。また、麻薬や覚醒剤等薬物の使用は反社会的な行為であり絶対に使用しないこと)

4.) 個人的な差別等人権尊重の精神に反する言動

(プライバシー(個人的人権)については、それぞれが十分配慮し、立場の弱い者に対して人道的に反する行動や強要をしないこと)

5.) 負担金、補助金等の経理処理に関し、他の目的への流用や不正行為

(公益法人会計基準にそぐわない不適切な会計処理)

6.) 競技における不正行為を期待して、役員、審判員、相手チーム関係者等との間で金品を授受することはもとより、事前に接触すること

7.) 選手の進路にかかわる所要の手続きを経ずして、選手の勧誘、入部、移籍を行うこと

8.) 選手の勧誘、入部、移籍に関連し、選手にこれらを強要したり当事者(選手、保護者、指導者、代理人)間において社会通念上良識を越える金品を授受すること

4. 倫理委員会の設立

この規程の実効性を確保するため、本会に倫理委員会を設置する。

倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の決議により別に定める。

5. 処分規程

1.) 処分の手続き

この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、各団体の責任者は直ちに調査を開始し倫理委員会に報告する。競技者及び役員がこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては、会長は倫理委員会の意見を聴取したうえで、厳正に必要な措置をとるものとする。

2.) 処分の内容

3の禁止事項に違反した場合、競技者にとっては、競技会等への出場及び参加資格の一定期間又は永久の停止あるいはその他の処分、役員にとっては、役員資格の一定期間又は永久の停止あるいはその他の処分を行う。

ただし、違反の事実が当事者の故意でなく軽微な場合は、注意又は警告にとどめる。

6. 附則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

一般財団法人長野県バレーボール協会倫理委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人長野県バレーボール協会（以下「本会」という）理事会の議決に基づき、本会がスポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、競技者及び役員が倫理規程に違反する行為を行った場合は、厳正に必要な措置をとることを目的とする。

(所 掌)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 本会及び本会役員の綱紀肅正の推進に関すること。
- (2) 本会加盟団体について、本会の加盟団体規程、競技者及び役員倫理規程など関係規程の遵守及び処分に
関すること。
- (3) 前2項について、周知徹底を図るとともに必要に応じ事実確認等を行い、
その結果を会長に具申すること。

(委 員)

第3条 委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名（副会長）
- (2) 委員 若干名（専務理事、地区理事、総務委員長、高体連、中体連、小連）

第4条 委員長は、副会長の中から会長が委嘱する。

2. 委員は、理事の中から推挙する者を、理事会に諮って、会長が委嘱する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、委嘱日より開始し、本会理事の任期と同じく終了する。
ただし再任を妨げない。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

2. 委員長が必要と認めるときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を
聴取することができる。
3. この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(本規程の変更)

第7条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。

国民スポーツ大会選手選考規程

(一財)長野県バレーボール協会

1. 目的

本規程は、国民スポーツ大会に関わる選手およびスタッフの選考方針・選考方法を明文化し、選考結果の公平性・正当性を担保することを目的とする

2. 適用範囲

本規程の適用範囲は、北信越国民スポーツ大会並びに国民スポーツ大会の、バレーボールに関する全種別の選手・スタッフの選考に適用する

3. 選考方針および選考方法

- イ 当年度事業計画における強化委員会事業計画にて、各種別の選手・スタッフ選考方針と選考方法を提案し、理事会（3月開催）に諮るものとする
- ロ 全種別、県選抜を原則とし、最強チームを編成する
- ハ 選考は種別毎に、選考委員による以下の選考会を経て最終決定する
 - 成年：1次選考会（国スポ県予選終了後） 最終選考会（7月中旬）
 - 少年：1次選考会（高校新人県大会終了後） 2次選考会（高校総体県大会終了後）
最終選考会（7月中旬）
 - ビーチ：1次選考会（国スポ県予選終了後） 最終選考会（7月中旬）
- ニ 種別毎の国スポ県予選会を開催し、エントリー者の中から最終的に代表選手を決定する

4. 選考に関わる周知・公開

- イ 選考方針並びに具体的な選考方法は、理事会（3月開催）後に開催される加盟団体代表委員総会にて報告し、年度当初に加盟各団体を通して関係者に周知する
- ロ 選考結果は、対象選手・スタッフの所属団体（企業・学校など）、チーム代表者・顧問などに文書にて通知する。また協会ホームページに毎月掲載する「NVAニュース」により、一般公開する

5. 選考委員会

専務理事を選考委員長とし、正副強化委員長および各種別担当強化委員、少年種別においては県高校体育連盟バレーボール専門部委員長および委員を選考委員に加えて構成する

6. 改廃

この規程の改廃は、強化委員長が起案し専務理事が決裁する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

JOC ジュニアオリンピックカップ全国都道府県対抗中学バレーボール大会
長野県選抜選手 選考基準

(一財)長野県バレーボール協会

1 本基準の目的

JOC ジュニアオリンピックカップ全国都道府県対抗中学バレーボール大会 長野県選抜選手選考にあたり、選手選考過程と選考方法を明確にする。

2 選手選考会 (U13, U14 トライアウトも含む) 参加対象者

参加を希望する県内中学生で、次の①②または③に該当する者とする。

- ①JOC ジュニアオリンピック長野県代表選手に選ばれた場合に参加できる者
- ②健康で基本的な生活習慣が身につけており、長野県選抜選手としての活動に意欲がある者
- ③本会強化委員会及び長野県中学バレーボール選抜選手選考委員会にて推薦する者

3 選手選考方法

下記に示した大会の趣旨とチーム構成の基準を考慮し、次の観点を総合的に判断して男女各12名を選考する。

- ①体格、体型及び筋力、スピード、パワー、柔軟性、持久力など基礎体力の測定結果
- ②試合形式による総合技能判定結果
- ③身長や指高および運動能力の高さなどの将来性

大会開催要項より (抜粋)

大会の趣旨 中学生バレーボールのレベルアップを図り、各チームとの交流を通して友情を深め フェアプレイ精神の高揚をめざし、中学生指導者の研修の場とする。

チーム構成 ①男子 180cm、女子 170cm 以上の長身選手を各々 3 名以上とする。
②1 校 (1 チーム) 3 名以内とする。ただし、同一校で長身選手が 4 名の場合は除く。

競技規則 ①ネットの高さは男子 2.43m、女子 2.24m とする。
②長身選手を常時 2 名以上出場させること。
③リベロは 1 名以内とする。(試合ごとに登録する)
④グループ戦において登録選手を全員最低 1 回以上出場させること。

4 選考結果の発表

本人へのメールまたは所属中学校顧問または所属クラブ責任者を通じて、文書にて連絡する。
また本会ホームページに掲載し一般公表する。

5 選考委員会の構成

本会専務理事を選考委員長とし、正副強化委員長および中学担当強化委員、長野県中学バレーボール選抜選手選考委員 (中学校部活指導者及び中学生クラブチーム指導者) で構成する。

6 本基準の改廃

本基準の改廃は、本会強化委員会が起案し、同理事会の承認をもって発効するものとする。